

ナーシング・ニーズ特約(04) 無配当



♥ 特徴

要介護状態になられたときは、保険金を前払いします。

保険料の払込期間満了後、被保険者の年齢が満65歳以上のときに公的介護保険制度にもとづき「要介護4」または「要介護5」と認定された場合、所定の死亡保険金の一部または全部にかえて特約保険金をお支払いします。

この特約の保険料はありません。

この特約の特約保険料を払い込む必要はありません。

必要に応じた金額をご請求いただけます。

ご請求金額(指定保険金額)は、ご契約の死亡保障の範囲内*(ただし、被保険者お一人につき3,000万円以内)で、必要額をご請求いただけます。

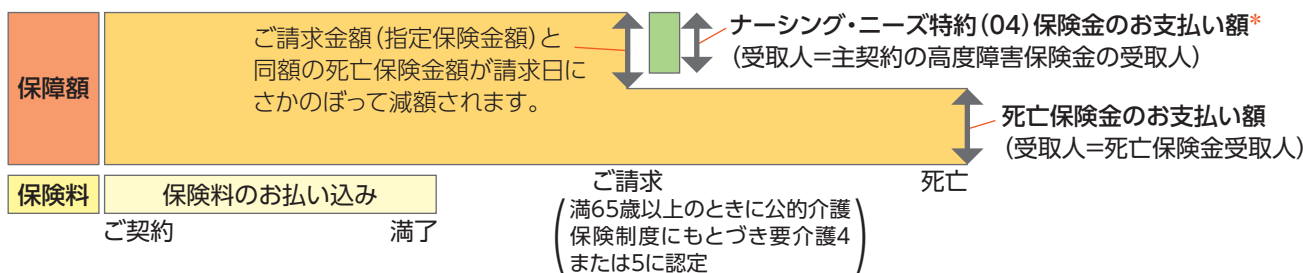
*詳細については裏面をご覧ください。

お支払いする保険金は非課税です。

この特約の保険金を被保険者が受け取られる場合は、非課税扱となります。

📄 仕組とお支払い保険金額

図はイメージです。



*お支払い保険金額

ご請求金額(指定保険金額)から、当社所定の利率と請求日における被保険者の年齢にもとづいて計算された金額を差し引いた金額となりますので、特約保険金を請求される場合には、事前に指定保険金額に対するお支払い額をご確認のうえ、ご請求ください。また、貸付金がある場合は、その元利合計金額もあわせて差し引きます。

- お支払い額は、貸付金がある場合を除き、指定保険金額に対する解約返戻金額を下まわることはありません。

お支払い額

=

ご請求金額(指定保険金額)

当社所定の金額

🤝 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
特約保険金	次のいずれにも該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特約保険金の請求日において、公的介護保険制度にもとづき、要介護4または5の状態と認定(更新認定を含む)されていること(特約保険金のご請求は主契約の保険料払込期間経過後のみ可能となります)。 ・ 上記認定は、特約の締結日以降、満65歳以降に要介護認定または要介護更新認定されたものであること。 	主契約の高度障害保険金の受取人*

* 主契約が長期平準定期保険(障害保障型)の場合は、障害保険金の受取人となります。

- この特約を付加できる主契約については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 特約保険金のお支払いは、1契約について1回とします。特約保険金をお支払いした後は、この特約は消滅します(消滅後に、再度この特約を付加することはできません)。



ご契約に際して

指定保険金額の範囲

◆ご請求額(指定保険金額)は、主契約と生前給付終身保険特約の死亡保険金額(変額保険(終身型)、積立利率変動型終身保険の場合は、基本保険金額*1)の範囲内、かつ被保険者お一人につき3,000万円以内*2となります。

*1 契約日もしくは保険料を一時払とする変額保険(有期型)の変更日が2023年12月2日以後である変額保険(有期型)から保険料を一時払とする変額保険(終身型)に変更する取扱を行った場合、特約保険金の請求日が変額保険(終身型)への変更日から2年以内となるときは、当社所定の方法によって計算した金額(変更後の基本保険金額を下まわります)。

*2 米ドル建保険の場合、1米ドル100円として換算のうえ、通算します(2023年12月現在)。

◆積立利率変動型終身保険の増加保険金額、変額保険(終身型)の変動保険金額は指定保険金額の範囲に含めることができませんが、ご指定いただいた指定保険金額と基本保険金額との割合に応じた額を増加保険金額、変動保険金額から特約保険金としてお支払いします。

◆特約保険金としてどの保険種類の保険金を指定するかをお決めいただけますが、ご指定がない場合には、主契約と特約の保険金額の割合に応じて各保険種類から特約保険金をお支払いします。

保険金のお支払い時のお取り扱い

◆主契約の死亡保険金全額を指定保険金額としてご請求いただいた場合、保険金のお支払い後に、主契約は請求日にさかのぼって消滅します。

この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅します。

◆死亡保険金額の一部を指定保険金額としてご請求いただいた場合、保険金のお支払い後に、指定保険金額と同額の保険金額は消滅します。

この場合、主契約に付加されている特約はそのまま継続します。

リビング・ニーズ特約(04)と同時に付加した場合

◆リビング・ニーズ特約(04)の特約保険金をお支払いした場合、ナーシング・ニーズ特約(04)は消滅します。

特約条項の変更

◆公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の内容に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の内容を変更することがあります。

ご確認ください

- ◆ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ◆当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◆担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/
担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

このパンフレットは、環境に配慮したFSC®森林認証紙と植物油インキを使用しています。



担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。